

～障がい者手帳をお持ちの方へ～ 運転免許取得助成のご案内

就職や通勤など社会参加を目的とする方への助成です



相談日 年 月 日 様

【助成金額】

免許取得に要した費用の2/3

上限10万円

※助成枠に限りがあります。

【対象となる方と助成の条件】

- 1 障がい者手帳をもっている
- 2 八代市の住民基本台帳に記載されている
- 3 社会参加や就労が目的である
- 4 自動車の運転を禁止されていない
※安全運転相談を行ってください
- 5 自動車教習所に入校していない
- 6 申請日から2か月以内に入校予定がある
- 7 この助成金を受けたことがない
- 8 前年の所得が特別障害者手当の所得額を超えていない（本人、配偶者及び扶養義務者）
（本人の収入額目安：525万円～）

事前相談

- ・要件の確認
- ・必要書類などの説明

安全運転相談

- ・熊本県警察本部運転免許課(096-233-0110)へ相談。申請時に安全運転相談修了書または安全運転相談通知書を市役所へ提出。障がいの内容が相談対象外の方は提出不要(療育手帳をお持ちの方で、通院や精神疾患等による服薬や制限がない方は相談不要)

申請

- ・本庁障がい者支援課・各支所地域振興課窓口で交付申請
- ・障がい者手帳 世帯全員の所得証明書(転入の場合のみ) 安全運転相談修了書または安全運転相談通知書

交付決定後入校

- ・審査後、市から交付決定通知
- ・入校申込書の写し(受付印あり)を市役所へ提出
- ・提出期限： 年 月 日(申請日から2か月以内)

免許取得

- ・免許証交付
- ・【注意】申請年度内に交付されない場合は、助成できません。

請求書等提出

- ・市へ助成金の請求書・完了報告書提出
- ・申請期限：免許取得日から30日以内または3月31日のいずれか早い日まで
- ・免許証の写し 免許取得にかかる領収書 本人名義の通帳 印鑑
- ・【注意】提出時に八代市の住民基本台帳に記載されていない場合は、助成できません。

支払

- ・約1か月後、ご指定の口座に振り込み

障がい者支援課

電話 0965-33-5110

FAX 0965-33-8983

メール syofuku@city.yatsushiro.lg.jp